

金融審議会「金融制度スタディ・グループ」『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告（基本的な考え方）」についての意見書

2019年（令和元年）9月12日
日本弁護士連合会

はじめに

金融審議会は、2019年7月26日、『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告（基本的な考え方）」（以下「報告書」という。）を公表した。報告書は、決済の横断法制とプラットフォーマーへの対応に関する金融制度スタディ・グループの意見をまとめたものであるが、本意見書は、このうち決済の横断法制（報告書第1章）に関し、主として利用者保護の観点から法整備の具体化に当たって特に留意すべき点について、意見を述べるものである。

第1 意見の趣旨

- 1 決済法制の具体化に際しては、規制の緩和に偏することなく、利用者にとって安全・安心な決済手段を確保すべきである。規制の回避を防止し、利用者保護や公正な競争条件を確保する観点を重視して、同一の機能・同一のリスクに同一のルールを適用する規制の横断化を進めるべきである。
- 2 資金移動業の送金額に応じた規制の検討に際しては、以下の点に留意すべきである。
 - (1) 現行規制を前提に事業を行う事業者については、送金上限額を超える額の資金滞留が許されないこと、滞留は一定期間に限定されることを明確化すべきである。
 - (2) 「少額」送金の制度においても、利用者資金の全額の保全が確保されるべきである。
- 3 第三者型かつ、IC型及びサーバ型の前払式支払手段の利用者資金の保全については、全額の保全を求める制度とすべきである。
- 4 収納代行・代金引換等については、資金移動業の規制対象とすることを原則とすべきである。特に、一般利用者が事業者の信用リスクを負担するものについては、利用者保護が実効的に確保されるよう留意すべきである。
- 5 利用者トラブルへの対応の検討に際しては、以下の点に留意すべきである。
 - (1) 資金移動事業者が加盟店と契約を締結し、商品やサービス購入代金の支払

いとして行われる資金移動については、第三者型前払式支払手段発行業者又は信用購入あっせん業者の苦情の適切処理・加盟店調査措置義務と同内容の制度を設けるべきである。

(2) 商品やサービス購入代金の支払いとして行われる資金移動、収納代行、前払式支払手段及びデビットカード等について、利用者が販売業者に対抗し得る事由がある場合の既払金返還ルールを創設すべきである。

(3) 資金移動、収納代行、前払式支払手段及びデビットカード等について、第三者による無権限取引が行われた場合の責任分担に関し、利用者が責任を負わないことを原則としつつ、過失のある利用者の責任を一定額に限定するルールを横断的に設けるべきである。なお、利用者の過失の立証責任は事業者¹に課すべきである。

6 ポストペイサービス制度については、以下の点に留意すべきである。

(1) ポストペイサービスのうち、特定の販売業者等と密接な牽連関係の下で商品・サービスの販売を条件として代金相当額を当該販売業者に交付し後払いを受ける取引については、割賦販売法が適用されることを改めて明確化し、周知すべきである。

(2) 過剰与信防止の制度については、「少額」サービスにおいても、これを後退させることなく、その充実が図られるべきである。

第2 意見の理由

1 資金決済法制の概要と規制の横断化（意見の趣旨1）

(1) 資金決済法制の概要と制度見直しの方向性について

資金決済¹については、現行法上、現金及び銀行法等に基づく預金によるもののほか、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）に基づく前払式支払手段（前払い）、同法に基づく資金移動（即時払い）、割賦販売法に基づく信用購入あっせん（後払い）があり、さらに、業規制の対象となっていない収納代行・代金引換やポイント・サービス（利用者から対価を得ないもの²）がある³。

近年、情報通信技術の一層の進展及び利用者ニーズの多様化を背景に、前払式支払手段、資金移動に基づく決済サービスや、収納代行のスキームによ

¹ 決済サービス提供者を介して、直接現金を輸送せずに、意図する額の資金を意図する先に移動すること（送金）及び／または 決済サービス提供者を介して、債権債務関係を解消すること（支払）（報告書6ページ）。

² 利用者から対価を得るものは、前払式支払手段として規制される。

³ なお、主として事業に用いられる決済手段としては、手形、小切手、電子記録債権等がある。

る決済サービス、更には複数の決済方法を組み合わせたサービス等が拡大してきている。また、決済サービスの担い手も多様化しており、決済代行業者が関与するものも存する。

こうした変化も踏まえて、資金決済法制を適切に見直すことが求められているところ、見直しの方向性について、イノベーション促進を重視して、規制の緩和を強く求める意見が存する。この点、報告書9ページも、「規制の平準化・統一を行う場合においては、必要な場合を除き、イノベーション促進の観点から“厳格な規制に平準化・統一する”こととはしない。」と述べている。

確かに、イノベーション促進という政策目的は相応の尊重を要するところである。しかし、イノベーションのために、利用者保護を後退させる規制緩和が行われたり、必要な制度整備が妨げられるようでは本末転倒である。

決済法制見直しの具体化に際しては、規制の緩和に偏することなく、利用者にとって安全・安心な決済手段の確保を基本的な方向とすべきである。

(2) 利用者保護の課題と現行法制の問題状況（規制の横断化の必要）

資金決済では、何よりも決済が確実に行われることが必要であるが、同時に、利用者が不測の損害を被る事態を防ぐ必要がある。そのような安全・安心な決済サービスが確保されてこそ、決済サービスの適切な利用が促進され、社会経済活動の基盤となり得る。

決済サービスにおいて利用者に不測の損害が生じる事態としては、①決済サービスが確実に行われない場合のほか、②利用者が決済事業者に預け入れた資金が確保されない場合、③悪質な加盟店が消費者被害を及ぼす際の決済手段に用いられる場合、④無権限の第三者により決済手段が利用され利用者が損害を被る場合、⑤与信を伴う決済手段に関し過剰な与信が行われる場合等が考えられる。こうした事態に適切に対処することが、決済法制の重要な課題である⁴。

しかしながら、現行法では、決済サービスによって利用者資金の保全、加盟店管理制度、抗弁権の接続、無権限取引の救済等の利用者保護は様々であり、サービスによっては利用者保護の制度が不十分なものや、ないものもある。そのため、利用者にとっては制度の違いが分かりにくく、利用者に不測の損害が生じるおそれが存している。

また、情報通信技術の発達やサービス提供業者の多様化により、業態間の

⁴ これらのほか、個人情報の保護等も重要な課題である。

規制の差異や業態間の隙間を利用した規制の回避が行われやすくなっている。業者による規制の回避が広がれば、利用者への安全・安心なサービスが損なわれ、また、公正な競争条件が損なわれることも懸念される。

このような事態に対処するため、規制の縦割り構造を可及的に解消するとともに、サービスの機能・リスクの内容に着目し、同一の機能・リスクには基本的に同一の規制を及ぼす規制の横断化を行うこと、特に、利用者保護制度の横断化を行うことが必要である。規制の横断化の必要性は、報告書 8 ページ以下でも述べられているが、利用者保護の観点から規制の回避を防ぐという目的をより重視すべきである。

2 資金移動業に関する規制の見直し（意見の趣旨 2）

(1) 現行制度を前提とするサービスにおける資金滞留への対応

報告書 11 ページは、現行制度を前提とするサービスに関して、「利用者資金の受入れに、何らかの制限を設けることについて、今後、検討する必要がある。」とする。

近年、資金移動業者の下に利用者資金が滞留する事態が生じており、中にはその額が 10 億円以上に上る例も報告されている。もともと資金決済法制定時に資金移動業として想定されていたのは、上限額の範囲内で資金移動を行うサービスであり、事業者が資金が滞留する事態は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律上の預り金規制に抵触するものと考えられていた⁵。また、現行の資金決済法は、利用者保護の観点から、送金額の上限規制と利用者資金の保全制度を設けているところ、現行制度は上限額の範囲内で事業者が資金を受け入れることを前提として保全制度を整備しているのであり、送金上限額を超えた滞留資金の存在を想定していない。かかる観点から、滞留資金については、送金上限額を超えることが許されないこと、及び、送金に必要な短期間しか資金滞留が認められないことを明確化すべきである。

(2) 「少額」送金サービスにおける利用者資金の保全等

報告書 11 ページ以下は、数千円から数万円の「少額」送金サービスについての規制緩和の検討を示唆している。しかしながら、その検討に当たっては、現状、1 件当たりの送金額が数千円以下に集中していることを踏まえ⁶、

⁵ 受入資金が具体的な送金依頼と結びついている場合は預金受入れに該当しないが、送金と無関係に預かったり、長期間資金を預かり利息を付したりした場合は預金受入れに該当し得る（金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」2010年）。

⁶ 未達債務額上位の資金移動業者では、1 件あたり 5 千円未満の送金は全体の 65.7%，5 万円未満の送金は 95.5% を占める（金融審議会「金融制度スタディ・グループ」（平成 30 事務年度第 7 回）の

現行規制を緩和する必要性について、慎重な検討が行われる必要がある。

報告書の示唆は、「少額」送金サービスについて利用者資金の全額保全の緩和を求める意見に沿う面がある。しかし、「少額」といえども、一般に、利用者が資金移動業者による資金の流用を許す意思を有するとは考えられない。また、現行の全額保全の下では、1件当たり数千円以下の送金が多く行われているのが実情である。さらに、広範な規模で「少額」送金サービスを行う事業者については、全額保全の緩和による社会的な影響も甚大である。これらの観点からすれば、「少額」送金サービスにおいても、現行の利用者資金の全額保全（資金決済法第43条）が維持されるべきである⁷⁸。

3 前払式支払手段に関する規制の見直し（意見の趣旨3）

まず、報告書13ページ以下では、「第三者型」かつ「IC型」や「サーバ型」の前払式支払手段の利用者資金の保全について見直しを検討することとされ、資金移動業と同様に全額保全とするとともに、受入れ上限額が数万円以下のものについては規制の柔構造化を図る方向が示唆されている。

現行の保全制度は、基本的に商品券取締法（1932年）の規制枠組みが、前払式証票の規制等に関する法律（1990年）に引き継がれたものを維持しているが、第三者型前払式支払手段が拡大し、さらに「IC型」や、「サーバ型」が普及してきていることに鑑み、その経済実態に沿った形の規制枠組みとすべきである。

この点を踏まえ、報告書14ページでは、見直しの検討に当たって、第三者型前払式支払手段の「送金サービスに類似した性質」を明らかにする必要があるとしている。前払式支払手段は、払戻しが禁止されており、最終的には利用者へ商品・サービスの提供が行われるものであるところ、自家型の場合、前払式支払手段の発行事業者は、資金を受け入れ、その後、当該資金は発行事業者の事業活動において商品・サービスに形を変え、最終的に利用者に提供される。これに対し、第三者型の場合は、発行事業者は、受け入れた資金をあくまでも資金として保持し、利用者の加盟店での使用に際して加盟店に対し資金として支払うものである。すなわち、第三者型前払式支払手段の発行者が提供するサービスは、基本的に資金の受渡しであり、送金サービスに類似している。

資料1)。

⁷ 利用者資金の保全方法としては、供託、保全契約又は信託契約による方法が認められているが、より合理的で適切な在り方が求められる（報告書12ページ）。

⁸ 技術の進展に伴い、資金を小口分散化して洗浄することが容易になってきていること、暗号資産では実際にかかる事態が生じていることなどからすれば、犯罪収益移転防止法上の取引時確認義務等は、「少額」送金サービスにおいても維持されるべきである。

ここにおいて、第三者型前払支払手段の発行事業者が受入れ資金を運転資金等に用いる場合、利用者資金が確保されないこととなるし、また、通常、利用者側もそのような事態は想定していないと考えられる。このような実態に鑑みれば、第三者型前払式支払手段の利用者資金については、その全額が保全されるべきである⁹。

4 収納代行・代金引換等について（意見の趣旨4）

(1) 収納代行・代金引換等の規制の在り方について

報告書15ページ以下は、収納代行・代金引換等に関し、送金サービスと何ら変わりのない「収納代行」について、「資金決済法上の資金移動業にあたることを明らかにした上で、必要な場合については規制を及ぼすことが考えられる。」としつつ、様々な形態の「収納代行」について「一律に規制対象とすることは適当ではない。」としている。

近年、「収納代行」のスキームを用いた新しいサービスが生み出され、中には比較的規模の大きなものも存するようになってきている。また、新しいサービスの中には、一般消費者が「収納代行」業者の債権者となるものも増えている。

もとより、収納代行・代金引換等も、決済サービス業者を介して、直接現金を輸送せずに、意図する額の資金を意図する先に移動すること（送金）ないし決済サービス業者を介して債権債務関係を解消すること（支払）を、その機能とする。この点は、他の決済手段と変わらないものゆえ、他の決済手段と同様に制度整備を行う必要がある。

送金サービスでは、決済サービス業者が一時的に資金を預かる形になるところ、報告書15ページは、①債権者が事業者であり、かつ、②支払人が「収納代行」業者に支払いをした時点で債務の弁済が終了し、その後の「収納代行」業者の信用リスクは債権者である事業者が負担するものについて、一定の利用者保護が図られているとする。

しかし、信用リスクを負う債権者が事業者であっても、中小零細事業者の場合には、「収納代行」業者から代金等が回収できない場合の事業への負の影響も大きいものとなり得る。また、一般消費者が「収納代行」業者の債権者となる場合には、一般消費者が「収納代行」業者の信用リスクを負うことになり、「収納代行」業者が破たんした場合、一般消費者はその資金が保全されないことになる。これは、まさに、資金決済法が送金や支払いに際して防ご

⁹ 第三者型前払式支払手段が送金サービスに類似した性質を持つことから、「少額」のものについても、資金移動業と同様に利用者資金の保全を適切に確保すべきである。

うとした事態である。

一般的に、決済サービス業者は、資金決済法又は割賦販売法の規制の下で事業を行うが、こうした規制を受けない「収納代行」には、利用者保護についての制度的保障が何ら存しないため、利用者の利益が害されるおそれ大きい。決済サービス業者には規制回避のために「収納代行」を用いるものも存在する。情報通信技術の発達により、決済サービスの提供が従前よりも容易になってきており、キャッシュレス決済推進の中で、利用者保護が十分でない「収納代行」が拡大・横行すれば、決済の安全・安心に重大な懸念となる。規制を受けない決済手段は、悪質な事業者にとっても利用しやすいところであり、消費者被害事例において「収納代行」が悪用される例も存する。さらに、比較的規模の大きな「収納代行」サービスは、社会への影響も大きくなる。

以上の点から、様々な形態の「収納代行」についても、あくまで資金移動業の規制対象とすることを原則とすべきであり、例外的に規制対象としない場合があり得るとしても、真に利用者保護の観点から適切かつ実効的な対応が確認できるものに限定されるべきである。

(2) エスクローサービスについて

近時広がってきているエスクローサービス¹⁰について、報告書16ページは、エコシステム（複数企業が事業や商品開発で協力しあう仕組み）に支障が生じることがないように特に留意すべきと指摘する。この点の留意は適切に行うとしても、エコシステムへの支障を懸念するあまり、決済の確実性や利用者資金の保全に支障が生じる事態を許すようでは本末転倒である。

エコシステムへの留意はあくまでも、利用者保護に懸念を生じさせない範囲において考慮すべきである。

5 利用者トラブルへの対応について（意見の趣旨5）

(1) 加盟店調査措置制度及び利用者保護制度について

報告書17ページ以下は、資金移動業者の送金サービスにおける利用者トラブルへの対応について述べる。しかし、利用者資金の保全、資金の滞留、マネーローンダリング対策等に比し、近年消費者トラブルが多発している悪質取引に利用される決済の防止・救済の観点からの検討が不十分である。

資金移動サービスの中には、商品やサービスの購入とは無関係な単純な送金サービスがある一方で、商品・サービスの購入代金の決済手段として販売

¹⁰ エスクロー業者が、買主から代金を預かり、買主の商品受領確認後、売主に代金を引き渡す方法による決済。

業者と継続的な提携関係（加盟店契約）を結んで展開しているものが広がっている。後者は、現行の資金移動業には加盟店に係る規定がないことから、悪質業者によって利用しやすいものとなっており、前払式支払手段や後払い式のクレジット決済における取引適正化の規制を回避するために用いられる可能性は高い。

そこで、資金移動業のうち、資金移動業者が販売業者とあらかじめ継続的な提携関係（加盟店契約）を締結し、密接な牽連関係の下で商品やサービス代金の決済が行われる仕組みである場合¹¹については、第三者型前払式支払手段発行業者又は信用購入あっせん業者の苦情の適切処理（資金決済法第21条の2、割賦販売法第30条の5の2、同法第35条の3の20）・加盟店調査措置義務（資金決済法第10条第1項第3号、割賦販売法第35条の16、同法第35条の17の8）と同様の悪質取引防止措置を設けるべきである¹²。

また、近年、いわゆる決済代行業者が前払い・後払い・即時払いの決済手段を中小零細販売業者に仲介する業態が急速に広がっている。このような業態では、決済手段提供事業者が販売業者の実態を直接把握できないため、悪質商法の温床となるケースが増加している。このようなケースに対応するため、割賦販売法の2016年（平成28年）改正により、加盟店契約会社（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）に対し加盟店調査措置義務（割賦販売法第35条の17の8）を課した措置（クレジットカード決済においてカード発行会社と加盟店契約会社の役割分化が広がっている実態を踏まえた措置）と同様の措置が講じられるべきである。

(2) 既払い金返還ルールの創設

上記のとおり、商品やサービスの購入代金の支払いとして行われる資金移動（(1)の制度導入を前提とする場合。以下本項において同じ。）、前払式支払手段及びクレジットでは、決済サービス業者の加盟店調査措置義務によって、悪質取引防止が図られている。さらに、クレジットでは、抗弁権接続の制度によっても、実効的な利用者保護が図られている。資金移動業者や前払式支

¹¹ 資金移動のうち、カード等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受ける場合とすること等が考えられる（割賦販売法第2条第3項）。

¹² この点に関し、インターネット上の個人間の物品取引が広く行われている今日において、個人と加盟店の区別がそもそも困難になりつつあるゆえ、上記の規制の実効が困難との意見がある（報告書18ページ）。しかし、消費者として取引を行う個人と加盟店管理制度の対象となるべき事業性の取引を行う個人とは、特定商取引法の通信販売に関する「インターネット・オークションにおける『販売業者』に係るガイドライン」と同様の基準によって区別することが可能である。

払手段発行業者が、加盟店調査措置義務に違反する場合には、損害賠償責任が問題となり得るが、同義務違反を利用者が主張・立証することは必ずしも容易でない。利用者が、安心して決済手段を利用することができるためには、利用者が悪質業者の被害にあった場合に、決済サービス業者から既払金の返金を受けることにより被害回復が実現されるべきである。

そこで、商品やサービス購入代金の支払いとして行われる資金移動、収納代行、前払式支払手段及びデビットカード等について、利用者が販売業者に対抗し得る事由がある場合の既払金返還ルールを創設すべきである¹³。

(3) 無権限取引の場合の責任分担等に関するルール

報告書18ページ以下は、無権限取引が行われた場合の責任分担等に関するルールについて、「現状、①利用者トラブルがどの程度発生しているのか、②利用者トラブルが発生した場合に事業者において利用者保護のための自主的な対応がなされているのか、などの実態も踏まえた上で」検討することが適当としている（報告書19ページ）。

現行法上、預金については、預金者保護法が無権限取引の場合の利用者保護制度を整備しているが、その他の決済手段については、無権限取引の場合の利用者保護制度は整備されていない¹⁴。

無権限取引は、利用約款に特段の定めがない場合、民法上、原則として利用者は責任を負わず、表見代理（の類推適用）又は債権の準占有者への弁済が成立する場合に、利用者本人が責任を負うものと考えられる。他方、事業者が利用約款に無権限取引の場合の責任分担を定めている場合は、消費者契約法第10条に抵触しない限り、利用約款の定めによることとなる。利用約款の中には、無権限取引の利用の場合、原則として利用者に負担させないこととしつつ、一定の場合に利用者の負担としているものもあるが、その定めは様々であり、中には利用者に広く責任を負わせるものもある^{15 16}。

¹³ 国際ブランドカードでは、前払い・即時払い・後払いを区別することなく、一定の場合に利用者口座からの引落とし停止ないし返金を行うチャージバックの制度が存し、消費者被害救済に一定の役割を果たしている。当面、かかる制度の普及・拡大が望まれる。なお、前払式支払手段については、現行法上、原則として払戻しが禁止されている（資金決済法第20条、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条）が、消費者被害における被害回復のために払戻しが必要となる場合には、払戻しを適切に行う運用が行われるべきである。

¹⁴ なお、デビットカードについては、海外でのキャッシュアウト事案について預金者保護法の適用ないし類推適用を否定する裁判例がある。また、インターネットバンキングについては、個別の対応がなされている。

¹⁵ 利用約款では、暗証番号利用等の場合には、原則として利用者に負担させるものが多い。暗証番号等の認証手段は、基本的には利用者本人にしか知り得ないものであるが、他方、偽サイトに誘導し暗証番号等を入力させるフィッシング、暗証番号等の入力を盗み見るショルダーハッキング、インターネット上の公開情報からの暗証番号等の類推、スパイウェアによる暗証番号等の不正取得、認証システムへの攻撃等、犯罪集団等による違法行為も高度化しており、こうした事態への対応が社会的課題となりつつ

責任分担が事業者によって異なり、特に利用者に過度の責任を求める事業者が存する場合、利用者は実際に無権限取引が生じたときに不測の高額負担を強いられることになりかねず、利用者の利便性は大きく損なわれる。とすれば、適切な内容の利用者保護制度が横断的に設けられるべきである。

また、無権限取引への対応としては、利用者に適切な利用を促すことも重要である。しかし、事業者は提供するサービスや認証方法について専門的知識や対応力を持つものであり、認証方法における技術革新等事業者側の対応が期待されるところでもある。とすれば、無権限利用については、利用者に負担を求めないことを原則としつつ、利用者に過失¹⁷がある場合には、重過失でない限り、利用者の責任を一定額の範囲に限定することとすべきである。

さらに、利用や認証に関する記録は基本的に事業者側に保持されることなどから、利用者の故意過失に関する立証責任は、事業者側に課すべきである。

6 ポストペイについて（意見の趣旨6）

(1) ポストペイサービスについて

報告書19ページは、事業者が資金を立て替え、事後的に利用者から支払いを受ける類型（後払い）をポストペイ¹⁸と捉え、①割賦販売法上の信用購入あっせん業の登録を受けて行う方法のほか、②銀行法上の銀行業の免許を受けて行う方法（為替取引と資金の貸付の組合せ）、③資金決済法上の資金移動業の登録及び貸金業法上の貸金業の登録を受けて行う方法を提示している。

上記の①について、割賦販売法の信用購入あっせんは、カード等を交付又は付与する包括式であれ、カード等を利用しない個別式であれ、特定の販売業者等と密接な牽連関係の下で商品等の販売を条件として代金相当額を当該販売業者等に交付する取引を、契約形式を問わず広く適用対象として定義付けており¹⁹、②・③の対象となる場面は、相当程度限定される。しかしなが

ある。

¹⁶ セキュリティコード情報が流出したとみられる事案、パスワードの変更により不正アクセスが可能となった事案等が実際に生じている。

¹⁷ システム自体の脆弱性（例えば、二段階認証など通常実装することが相当とされている措置を講じていなかったような場合等）に由来する無権限取引については、システム運営者の責任負担とし、かかる危険性が顕在化して発生した事故（別の機会に漏えいしたIDとパスワードの一覧（リスト）を使い、攻撃対象のサイトへログインを試みるリスト型ハッキング等によってアカウントやパスワードの不正利用がなされた場合等）については消費者の過失と評価しないという運用とすべきである。

¹⁸ 報告書は、一定期間の送金サービス利用代金をまとめて支払うことを可能とするポストペイを対象としている（報告書注20）。

¹⁹ 特定の販売業者等とあらかじめ継続的な提携関係（加盟店契約）を結び、当該販売業者の商品・サービスの代金支払いに充てるため、売買契約の締結と密接な牽連関係の下で代金相当額を当該販売業者に交付し、利用者から2か月を超える後払いにより返済を受ける取引の仕組みである場合は、契約形式を問わず、包括信用購入あっせん（割賦販売法第2条3項）又は個別信用購入あっせん（同法第2条4項）に該当し、抗弁接続制度（同法第30条の4、第35条の3の19）や苦情の適切処理義務（同法第30条の5の2、第35条の3の20）が適用されるものと解されている（経済産業省「平成20年・割

ら、ポストペイサービスでは、契約形式を変えることによって割賦販売法の適用を免れることが懸念される。そこで、割賦販売法の適用範囲について、改めて明確化するとともに、ポストペイサービスを提供する事業者はこの点を周知すべきである。

(2) 「少額」サービスにおける過剰与信防止

報告書20ページは、「少額」での利用に限定された「ポストペイサービス」を念頭に、「リスクに応じた規制の合理化を図ることについて、今後、検討することが適当である。」とする。

しかし、ポストペイについては、過剰与信の防止の観点から定められる貸金業法上の規制及び割賦販売法上の規制の例外を認めるべきではない²⁰。

この点、少額であれば問題がないとの指摘もあり得るが、多数の業者が同一人に与信を行えば、もはやそれは少額でなくなる。一般的に、過剰与信は規制の緩やかな場所に発生するものであり、少額といえども例外を認めれば、そこに多数の業者が参入することは容易に想定できる。また、多重債務は、少額の与信に端を発し、次第に膨れ上がっていくものである。自己破産の申立件数が増加傾向に転じている現状²¹において、過剰与信の規制を緩めることによって生じる危険性は極めて高い。

さらに、若年層を始めスマートフォンに親和性の高い利用者層が、キャッシュレス決済を利用して商品やサービスを購入する機会は格段に増えている。このような状況に伴い、ポストペイを抵抗感なく利用して債務を負うリスクや、かかる決済手段を利用した悪質商法被害に遭うリスクが高まっている。

これに加えて、2022年4月には、民法の改正により成年年齢が18歳に引き下げられ、満18歳で未成年者契約の取消権を失うことから、若年の多重債務者や消費者被害の増加が懸念されている。そのような状況下でポストペイの過剰与信規制を緩和することは極めて危険というべきである。

したがって、過剰与信防止の制度については、「少額」サービスにおいても後退させることなく、その充実が図られるべきである。

以上

割賦販売法の解説」150ページ)。また、2か月以内の後払いサービス提供事業を含め、加盟店契約会社に対して、加盟店調査措置義務(同法第35条の17の8)が課される。これらの点は、資金移動業を含め決済サービス提供事業者に対し周知することが必要である。

²⁰ 当連合会の「クレジット過剰与信規制の緩和に反対する意見書」(2019年5月10日)。また、「特例金利に反対する緊急会長声明」(2006年9月5日)等。

²¹ 2018年度の自己破産申立件数(速報値)は、8万11件となっており、前年比約5.3%増となっている。なお、当連合会の破産事件記録調査によれば、破産者のうち負債額が100万円未満で破産に至ったものの割合が、2002年は1.49%であったものが2017年には7.51%となっており、顕著な増加傾向を示している。